



No. 39

2025年12月30日 発行

JR東労組 新幹線協議会

発行責任者 伊藤 千恵 蔵

幹本申第5号「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する解明申し入れ（その1）⑧

15. 同一部内での勤務箇所の変更や業務内容の変更が「業務内容変更」でできる根拠を明らかにすること。

【回答】

新幹線本部内においてはこれまでの枠組みにとらわれずに、柔軟な業務内容変更を行うことで、これまでよりもさらに一人ひとりの活躍フィールドが拡大していく考え方であることから、異動の発令単位は部までとし、その他は「業務内容変更」として取り扱うこととなる。

《組合》 例えば輸送サービスUTの東京から盛岡に変更になった時や、車両UTから輸送サービスUTに変更になる場合に業務内容変更として扱うということか。

《会社》 同一部内でも場所的な変化が発生することもあるので、業務内容変更という言い方をしている。どうしても系統、箇所の概念があるので、UTが一つの独立した組織と捉えられてしまうが、組織としては各部のみである。新幹線運輸車両部で言えば、その中に輸送戦略、輸送サービス、車両の仕事というように位置づけているものである。それぞれに特化した仕事の集まりというように認識してもらいたい。

《組合》 発令に伴う異動と業務内容変更との違いは何か。

《会社》 各部に従前の第一線の職場がすべて包括され、異動という概念は解消される。そうはいっても働いている社員は働く場所が変わることも実態としてある。それを何と称するかといった時に業務内容変更という見方をしている。

《組合》 どのような場合に業務内容変更が指示されるのか。

《会社》 全社的な部分に関わってくるので一概には言えないが、新幹線で見れば、例えば幹線セで働いてた方が東幹セで働くとなった時に業務内容変更がされる。本人の成長への期待や、業務運営上の必要性をもって行っていくが、本人希望もあるので総合的に判断していく。要員需給の側面もある。

《組合》 どの程度の周期で行っていくのか。

《会社》 個々のケースに応じて変わってくるので、何年周期というものはない。

《組合》 業務内容変更にはどのくらい種類があるのか。

《会社》 具体的に回答することは難しい。働く拠点が変わり、運転士から車掌になる場合はそれも含まれる。運転士が車掌を担うことは一部で行われており、業務指示の範疇でやっているので、そういったものを定義づけるものではない。

《組合》 誰が指示をするのか。

《会社》 現在は現場長だが、再編後は現場長という言い方ではなくなるので、相応の管理者が指示する。

《組合》 本部一本社間の議論で2ヶ月前に知らせるということであったが、新幹線本部としてはどうか。

《会社》 同じ解釈として同じようにしていく。

《組合》 設備職場の説明会で「大宮から青森に行くというのはさすがにない」と言われているが、制度的にはそのような業務内容変更もあるということか。

《会社》 現在も支社をまたいだ異動はあるので、ないとは言い切れない。ただ、現実としてそのような運用はされていないので、そういった趣旨で説明をしたものと推察する。

《組合》 職場では具体的説明がないので、数ヶ月単位の短い運用がされるのではないかという不安がある。

《会社》 それが業務上最適かというとそうではないと思う。現在もそのような仕事の進め方はしていないし、ロスも発生する。大切なのは社員がどう成長していくかなので、会社として見極めた上で判断していく。会社としてもしっかりと発信していく必要があると認識しているので対応していく。不安なことがあれば管理者に問い合わせて欲しい。